

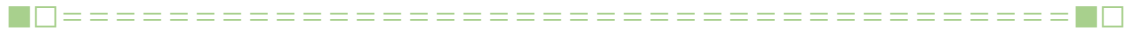


消費生活ほっとニュース 第81号 令和4年12月10日発行



◆◆ INDEX ◆◆

1. ”推し”に会えない!? 転売チケットの購入トラブルが急増中!
2. 不用品回収サービスのトラブル
- 市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意! -
3. 〈募集〉令和4年度 暮らしに役立つ消費生活講座
『今から準備できる終活』 ~制度と手続きを学ぼう~



”推し”に会えない!? 転売チケットの購入トラブルが急増中!



自分の好きなアーティストやグループ(=“推し”)を応援することは“推し活”といわれ、若い世代では、コンサートやライブなどのイベントにお金をかける人の割合が高くなっています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2020年よりコンサートやスポーツ観覧などの中止や延期、規模縮小などが相次ぎましたが、感染防止対策を講じたうえで開催されているイベントもみられます。

これに伴い、全国の消費生活センター等に寄せられる、興行チケットのインターネットにおける転売に関する相談が増加傾向にあります。

特に20代の若い世代を中心に、ライブチケットを購入しようとしたところ、転売仲介サイトやSNSを利用してトラブルにあう事例が目立っています。



◆事例

息子と夫が、男性歌手のコンサートに行くことになった。チケットは定価1枚1万2千円程度とのことだったが、購入後、息子から2枚で約3万8千円だと聞いた。高すぎると思い、確認すると、息子は転売仲介サイトで購入していたことが分かった。検索サイトで検索結果の一番上に表示されたので、正規のサイトだと思ったようだ。男性歌手の公式サイトには「転売仲介サイトで購入したチケットと判明した場合は入場できない」と書かれていた。(当事者：高校生 男性)



◆相談事例からみる特徴と問題点

- ・ 検索結果の上部に表示された転売仲介サイトの広告を、公式チケット販売サイトと誤認してしまう。

- ・転売仲介サイトであることがわかりやすく表示されていない。
- ・チケットの残り枚数や制限時間のカウントダウンが表示され、購入を急かされる。
- ・転売禁止のチケットが販売されている。
- ・SNS で知り合った相手との個人間取引はリスクを伴う。



◆ひとことアドバイス

- ・「〇〇（歌手の名前）ライブ」などと検索すると、検索結果ページの上部に、転売仲介サイトの広告が表示されることがあります。公式チケット販売サイトだと勘違いしやすいため、注意しましょう。
- ・転売チケットでは、入場できない可能性があります。また、公演が中止や延期になった際の払い戻しなども困難な場合があります。
- ・チケットのうち、特定興行入場券の要件を満たすチケットについて不正転売をおこなった場合、チケット不正転売禁止法違反として罰せられる場合があります。不正転売は絶対にしてはいけません。チケットを譲りたい場合は、公式のリセールサービスを利用しましょう。

◆<消費者ホットライン：「188（いやや!）」番>

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

◆転売チケット購入トラブルが急増中！ https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220804_2_1f.pdf



不用品回収サービスのトラブル

—市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！—



引っ越しや自宅整理等の機会に利用される不用品回収サービスについて、全国の消費生活センター等への相談が増加しており、2021年度には2,000件を超えました。

一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬には、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」または「市区町村からの委託」が必要ですが、産業廃棄物処理業の許可のみの事業者等、一般廃棄物処理業の無許可業者とのトラブルが目立ちます。

相談事例をみると、インターネットやチラシ等の広告をきっかけに、「安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された」「トラック詰め放題プランで依頼したが、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われた」など、消費者が広告を見て認識していたプラン内容と、実際の料金やサービスが大きく異なりトラブルになっています。

インターネットやチラシ等で広告を大々的に出している事業者が必ずしも一般廃棄物処理業の許可業者とは限らないため注意してください。



◎相談事例

- ・「安価な定額パックを申し込んだはずが、作業終了後に高額な料金を請求された」
- ・「トラック詰め放題プランで依頼したが、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われた」

◎見積もりを取るときのポイント

- ・市区町村のホームページ等から一般廃棄物処理業者を探す。
- ・追加料金の有無を確認する。
- ・作業内容、料金を明確に出してもらう。
- ・キャンセル料を確認する。



※依頼後に一般廃棄物処理業の無許可業者であると分かった場合は、作業を断りましょう。

◎トラブルに遭わないためのポイント

- (1) 不用品の処分は、お住まいの市区町村が提供する窓口に余裕を持って依頼しましょう。
- (2) 市区町村以外に不用品の処分を依頼する場合は、一般廃棄物処理業者に依頼しましょう。
一般廃棄物処理業の無許可業者は「定額パック××円」「トラック詰め放題△△円～」などと安価な料金を広告していますが、基本料金の他に人件費や廃棄費用等、様々な名目で追加料金が発生し、高額な料金を請求されてトラブルになっています。
- (3) 事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。
- (4) トラブルになったときは「188」に相談しましょう。

【報告書本文】不用品回収サービスのトラブルー市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！ https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221102_1.pdf



<出典>独立行政法人 国民生活センターHP 発表情報より抜粋



〈募集〉令和4年度 暮らしに役立つ消費生活講座

『今から準備できる終活』～制度と手続きを学ぼう～



残された時間を自分らしく生きるための「終活」について考えてみませんか？「認知症になったらだれが面倒を見てくれるの？」などの問題点を取り上げ、元気なうちに備えることができる制度等についてお話しします。

講師：小谷みどり氏（一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事）

- ・日時：令和5年1月24日（火）13：30～15：30
- ・場所：IKE・Biz としま産業振興プラザ 6階多目的ホール
- ・申込み先：消費生活グループまで電話、FAX、e-mail のいずれかで1月5日（木）必着。



※50名の募集ですが、応募者多数の場合は抽選となります。

☎ 03-4566-2416、FAX 03-5992-7024、e-mail A0014308@city.toshima.lg.jp

■□=====■□
★困ったときは、すぐに相談！ 局番なし188（消費者ホットライン）

☆豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】03-3984-5515 ☆詳しい内容はこちらから↓

<http://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

★発行・問い合わせ先：豊島区生活産業課消費生活グループ TEL：03-4566-2416
■□=====■□